

ラポールダンス同好会 会則

第1条（名称と所在地） 本会は、ラポールダンス同好会 と称し、本会の事務所を
京都府京都市西京区大原野西境谷町3丁目 8-30 鈴木芳江方に置く。

第2条（主たる活動場所） 本会の主たる活動場所を、京都市内とする。

第3条（目的）

本会は、京都府ダンススポーツ連盟の構成団体として、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、JDSF という）の推進するダンススポーツの普及と振興を目的とし、公益のための非営利活動を行うものとする。

第4条（会員）

本会は、本会に所属する会員の氏名、住所、電話番号を名簿として保管する。

第5条（入会金及び会費）

1. 会員は、本会が別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。
2. 会員は、本会を維持運営するために必要な経費を会費として分担しなければならない。

第6条（役員）

1. 本会は、次の役員をおく。
 - （1）会長1名、運営役員若干名
 - （2）監事1名
2. 監事は本会の会計を監査し、会長又は運営役員を兼ねてはならない。

第7条（総会）

1. 本会の総会は会員をもって構成し、毎年5月に開催する。
2. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。
3. 総会では、規約の改正、役員の選任、収支決算、その他必要とする事項の承認を行う。

第8条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第9条（指導者）

本会の役員又は会員による指導の場合は、指導のための必要な経費以外を受取ってはならない。

第10条（会員の除名）

次に該当する場合は、当会から会員を除名することができる。

- （1）所定の会費を納めなかったとき
- （2）JDSF、県連盟、又は当会の目的、規則に違反する行為があったとき

第11条（付則）

- ① すでに JDSF 会員である者が入会する場合、年会費の差額を納入することとする。
- ② この会則は、平成 25 年 5 月 20 日より施行する。
改正 平成 27 年 12 月 28 日 一部改正
改正 平成 28 年 5 月 22 日 一部改正